

○豊岡短期大学 GPA に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、豊岡短期大学学則第16条（成績評価）に基づき、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対応した評点（グレードポイント、以下「GP」という。）を付与して算出する履修科目の成績評定平均値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象授業科目は、5段階の成績評価によって成績を受けた卒業要件に参入される全ての科目とする。

2 次の各号に掲げる科目は、GPAの算定に含めない。

- (1) 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- (2) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (3) 他大学との単位互換等で修得した科目
- (4) 資格等の試験合格による単位認定科目

(配点)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げるGPを配点する。

- (1) 秀 (90～100) GP=4
- (2) 優 (80～89) GP=3
- (3) 良 (70～79) GP=2
- (4) 可 (60～69) GP=1
- (5) 不可 (0～59) GP=0

(GPAの種類及び計算方法)

第5条 第3条に規定するGPA算定対象科目について、学期ごとのGPA（以下「学期GPA」と入学時から当該期までのGPA（以下「通算GPA」）に区分して、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を四捨五入する。

(1) 学期GPA

学期GPA = (当該学期の履修登録科目のGP × 当該科目の単位数) の総和 ÷ 当該学期の履修登録総単位数

(2) 通算GPA

通算GPA = (在学全期間の履修登録科目のGP × 当該科目の単位数) の総和 ÷ 在学全期間の履修登録総単位数

(履修取消しの取扱い)

第6条 定められた期限までに履修取消しの手続を行ったものは、履修取消として扱い、GPAには算入しない。取り消しをせずに、履修を放棄した科目のGPは0とし、GPAに算入する。

(再履修等における GPA の取扱い)

第7条 不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再履修結果再び不合格の評価であった場合の、それぞれの再履修前の不合格評価については、通算 GPA には算入しない。

(学修指導・退学勧告)

第8条 学生の学修指導に GPA を活用するものとし、学期 GPA が1.5未満の学生については、教員による指導・助言を行う。

2 学期 GPA が1.0未満の学生については、退学勧告を行う。ただし、学長は学生の学修意欲が高く、改善の見込みがあると判断した場合、前項の指導・助言に替えることができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。